

承認第5号

令和2年度南あわじ市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月20日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

兵庫県南あわじ市長 守 本 憲 弘

令和2年度

一般会計補正予算

(第14号)

兵庫県南あわじ市

令和2年度南あわじ市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度南あわじ市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和3年3月31日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

第1表 繰越明許費補正

変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
7. 商工費	1. 商工費	新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金事業	10,000千円	新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金事業	17,800千円